

府中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月20日条例第21号）

最終改正:

改正内容:令和4年12月20日条例第21号 [令和5年4月1日]

○府中市個人情報の保護に関する法律施行条例

令和4年12月20日条例第21号

府中市個人情報の保護に関する法律施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び下水道事業管理者をいう。

2 この条例において「市等の機関」とは、市の機関及び市の区域内に存する財産区（財産区議会又は財産区総会が置かれている場合にあつては、当該財産区議会又は財産区総会を除く。）をいう。

3 この条例において「市等の機関等」とは、市等の機関及び地方独立行政法人府中市病院機構をいう。

4 前2項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。第5条第2項において「令」という。）で使用する用語の例による。

（開示請求の手続）

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（開示決定等の期限に関する特例）

第4条 市等の機関等が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「15日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「45日以内」と、「同条第1項」とあるのは「府中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年府中市条例第21号）第4条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

（開示請求に係る手数料等）

第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において市等の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

（訂正請求の手続）

第6条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（利用停止請求の手続）

第7条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（府中市個人情報保護・情報公開審査会への諮問）

第8条 市等の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、府中市個人情報保護・情報公開審査会条例（令和4年府中市条例第22号）第2条に規定する府中市個人情報保護・情報公開審査会に諮問することができる。

- （1）この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- （2）法第66条第1項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第12条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- （3）市等の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- （4）その他法第3章第3節の施策を講ずる場合であつて、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(府中市個人情報保護条例の廃止)

第2条 府中市個人情報保護条例(平成7年府中市条例第17号)は、廃止する。

(府中市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の府中市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第4条に規定する実施機関の職員(以下「旧実施機関の職員」という。)である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る同条の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)(旧個人情報に該当しない旧条例第2条第4号に規定する特定個人情報(以下「旧特定個人情報」という。)を含む。)をみだりに他に漏らし、又は不当に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に旧条例第9条第1項に規定する受託業務(以下「旧受託業務」という。)に従事している者又はこの条例の施行前において旧受託業務に従事していた者に係る同条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他に漏らし、又は不当に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第9条の2第2項に規定する指定管理業務(以下「旧指定管理業務」という。)に従事している者又はこの条例の施行前において旧指定管理業務に従事していた者に係る同項の規定による旧指定管理業務の処理に当たって知り得た旧個人情報をみだりに他に漏らし、又は不当に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日前に旧条例第17条又は第18条から第20条の2までの規定による請求がされた場合における旧個人情報の開示、訂正、削除及び中止(これらに係る旧条例第25条に規定する手数料を含む。)並びに旧特定個人情報の利用停止については、なお従前の例による。

5 第1項から第3項までに規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有する個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報(指定管理者の指定を受けた法人その他の団体にあっては、旧指定管理業務に関して知り得た旧個人情報をいう。以下この項において同じ。)を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

6 前項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有する旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

8 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(府中市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第4条 府中市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成15年府中市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「(個人情報の安全管理及び秘密を守る義務)」に改め、同条第1項中「府中市個人情報保護条例(平成7年府中市条例第17号)第9条の2の規定を遵守し、その保有する個人情報の漏えい、き損又は滅失の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じる」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報(同法第2条第1項に規定する個人情報をいう。)の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施する」に改める。

(府中市男女協働社会づくり協議会設置条例の一部改正)

第5条 府中市男女協働社会づくり協議会設置条例(平成18年府中市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「個人情報」の次に「(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。)」を加える。

(府中市男女協働社会づくり協議会設置条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 この条例の施行の際現に府中市男女協働社会づくり協議会設置条例第1条に規定する社会づくり協議会の委員である者又は施行日前において委員であった者に係る前条の規定による改正前の同条例第3条第4項の規定による義務については、施行日以後も、なお従前の例による。